

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

(2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【受注者希望型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(本業務の特記仕様事項)

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

第1章 業務目的

津波や高潮をはじめとする水害に備えるため、徳島小松島港徳島港区などにおいて、市街地周辺の漂流リスクの高い水域の係留船舶を、安全な係留施設に移動し、適切に係留・保管するため、係留・保管能力の向上に向け、現行の港湾計画等との整合を図り、既存の港湾インフラ施設を活用した、新たな係留施設について調査検討を行うとともに、放置艇を含む船舶の実効性の高い船舶移動計画を策定する。

第2章 業務内容

1. 計画準備

業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、技術的方針及び作業スケジュールなどを検討を行い、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

2. 資料収集整理

港湾計画図、施設配置図及び関連する既往設計成果等の資料を収集し整理する。また、県内の放置艇に関する資料は、発注者より貸与する。

なお、想定箇所は5箇所程度を想定している。

3. 現地踏査

現況施設の整備状況、背後地の利用状況等を把握するため現地踏査を実施し、とりまとめる。

なお、想定箇所は5箇所程度を想定している。

4. 係留・保管能力の向上に向けた検討

徳島小松島港徳島港区周辺（河川・漁港区域含む）などに係留された、放置艇を含む船舶の移動を目的に、別途調査業務で調査する、管理上支障の少ない水域や既存インフラ施設を活用した「係留・保管可能」な候補地を対象に、新たな「小型船だまり」や「ボートパーク」（以下、「小型船だまり等」という。）を計画する。

恒久的な係留施設として、新たな「小型船だまり等」については、3箇所程度を想定している。

4.1 概略的な静穏度解析

「小型船だまり等」の検討箇所においては、概略的に静穏度解析を行う。

なお、想定しているケース等は以下のとおり。

- ・対象箇所数：5箇所
- ・港外波浪変形計算：3ケース
- ・港内波浪変形計算：9ケース

4.2 「小型船だまり等」の計画検討

「小型船だまり等」の検討箇所を対象に、静穏度の解析結果、現行の施設台帳及び地質データ等を踏まえ、港湾計画など、港湾事業計画との整合を図りつつ、今後の事業展開、船舶収容率、課題抽出、課題解決策などについてを整理する。

なお、検討箇所は3箇所程度を想定している。

4.3 暫定的な係留保管場所の検討

恒久的な係留施設の整備までの期間を考慮し、段階的な船舶の移動も見据え、暫定的な係留保管場所の活用も検討する。検討では、別途調査業務で調査する暫定的に係留・保管可能な水域を対象に、現地の状況を把握し、係留・保管に必要となる対策案の提案を行う。

なお、暫定的な係留保管場所の検討については、2箇所程度を想定している。

4. 4 係留施設概略設計

「小型船だまり等」の検討箇所を対象、概略検討を行う。

概略設計の項目は、設計条件の設定、構造形式の抽出・選定、安定性照査、図面作成などを行うこととし、対外的説明資料として、イメージパースの作成も行う。

なお、係留施設概略設計については、1箇所程度を想定している。

4. 5 係留施設概略検討

④以外の「小型船だまり等」の検討箇所では、①の解析結果及び②の検討結果を踏まえ、施設配置案を検討する。

なお、係留施設概略検討については、4箇所程度を想定している。

5. 船舶移動計画の作成

・徳島小松島港徳島港区周辺（河川・漁港区域含む）に係留された、放置艇を含む船舶について、4.で計画した新たな「小型船だまり等」や、別途業務において調査した係留保管場所候補地への移転計画を作成する。

- ・具体的には、どの水域からどの係留保管場所に移動させるかを表した、詳細な船舶の配置を目的とした移動計画（案）を策定する。
- ・計画の策定にあたっては、恒久的な施設では整備に時間を要することから、暫定的な係留保管場所を設定し、段階的な移動も検討する。
- ・船舶移動計画は、1地区程度を想定している。

6. 説明資料の作成

- ・放置艇を含む船舶移動について、関係機関への調整を行うため、必要となる会議資料作成の補助を行う。
- ・作成資料の内訳は、船舶移動計画平面図・小型船だまり等のイメージ図などを想定している。

7. 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、検討内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。

また、設計作業終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

8. 報告書作成

受注者は、業務の成果として、その調査・検討結果等の特記仕様書に定められた項目に対応させて、調査・検討等の実施過程及び結果をとりまとめるものとする。

- ・報告書（紙媒体：A4チューブファイル）1部
- ・電子成果品（電子媒体）2部（正・副各1部）

第3章 打合せ協議等

打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。ただし、その他にも電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮する。

業務着手時1回

業務中間時3回

成果納入時1回